

東京大学未来ビジョン研究センター
特任教員（特定有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	特任教授または特任准教授 1 名
契約期間	2025 年 10 月 1 日以降、可能な限り早い日 ～ 2026 年 3 月 31 日
更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は年度ごとに行う。ただし更新回数は 2 回、在職できる期間は 2028 年 3 月 31 日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	東京大学未来ビジョン研究センター （東京都文京区本郷 7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
業務内容	気候変動政策の実効性を高める政策・施策に関する政策研究と研究成果の発信に従事する。具体的には、専門性や研究能力に応じ、下記の項目のいずれかまたは複数の項目に関する研究や業務に従事する。 (1) 気候変動政策（関連するエネルギー政策を含む）の実効性を高める制度の設計、ガバナンス、政策の実効性評価など、気候変動政策の実効性を高める政策研究 (2) 企業の気候変動対策の評価とそれに基づき企業の対策の実効性を高める政策研究 (3) (1)(2)に関連する国際共同研究・国際連携の遂行 (4) (1)(2)(3)に基づく社会提言・政策提言の執筆と提言活動。研究成果の発信と政策決定者などステークホルダーとの対話 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 60 万円～120 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	(1) 採用時に本業務に関連する学術分野における博士の学位を有すること (2) 採用時に本業務に関連する研究業績を有すること (3) 多様なステークホルダーとの連携や対話に積極的に取り組む意思があること (4) 国際共同研究などの参加・運営に携わった経験・実績があり、本業務に関連

	する学術分野における英語によるコミュニケーションが可能であること
提出書類	(1) 東京大学統一履歴書（下記よりダウンロードし作成のこと） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html (2) 研究業績リスト (3) 主要論文の別刷り（3 篇以内、コピー可） (4) 研究等に関する業績及び今後の研究・活動計画の概要（A 4、2 ページ以内） (5) 貴方について意見を伺える方の連絡先（1 名）
提出方法	〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学未来ビジョン研究センター 伊勢島 博美 宛 e-mail: isejima@ifi.u-tokyo.ac.jp ※上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。 件名を「特任教員応募」とし提出書類を添付のうえ上記メールアドレスに送付すること。添付ファイルにはパスワードを付し、パスワードは別送すること。
応募締切	2025 年 8 月 7 日（木）正午必着 書類選考のうえ合格者に対し面接を実施。適任者が見つかった時点で募集を終了する場合があります。
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学未来ビジョン研究センター 担当：高村ゆかり e-mail: yukari.takamura@ifi.u-tokyo.ac.jp ※上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。応募書類は全て当方にて責任をもって削除・廃棄いたします。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。